

## 北陸地方整備局公示

信濃川水系及び阿賀野川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項に規定する水域及び通航方法を次のように指定し、平成22年3月1日から施行する。

その関係図面は、国土交通省北陸地方整備局、同局信濃川下流河川事務所及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月1日

北陸地方整備局長 前川 秀和

本公示は、新潟が水の都と呼ばれるなど、古くから河川舟運が盛んであり、かつて、交通路として主要な役割を果たすとともに、近年、水辺の観光やレジャー志向の高まりにより、船舶等の利用が増えつつある一級河川信濃川水系信濃川及び一級河川阿賀野川水系阿賀野川において、河川舟運が環境負荷・エネルギー消費の軽減、交通渋滞の緩和、災害時の緊急輸送路の確保及び河川的生活空間としての利用等に寄与するものであるとの観点から、船舶等の通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整や河川環境の保全等を図る上で必要となる水域及び船舶等が守るべき通航方法を定めるものである。

### 1 水域

本公示を適用する区域（以下「通航方法指定区域」という。）は、次のとおりとする。

水系名	河川名	水 域	
信濃川	信濃川	左岸	新潟県新潟市中央区下大川前通二ノ町2230番107地先
		右岸	新潟県新潟市中央区万代三丁目2454番6地先 から
阿賀野川	阿賀野川	左岸	新潟県新潟市南区西酒屋字曾根1484番地先
		右岸	新潟県新潟市秋葉区覚路津字一本杉3653番地先 まで及び
		左岸	新潟県新潟市東区松浜町字古水戸2350番61
		右岸	新潟県新潟市北区松浜町字小麦畑3635番241 から
		左岸	新潟県新潟市秋葉区下新字堤外501番8地先
		右岸	新潟県阿賀野市小浮字鳥尻2098番3地先 までの

区域であって次の図面に緑色で着色した部分  
(図面省略 ・ 11ページ参照)

### 2 通航方法

一級河川信濃川水系信濃川及び一級河川阿賀野川水系阿賀野川の通航方法指定区域における船舶等の通航方法は、次のとおりとする。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この通航方法は、一級河川信濃川水系信濃川及び一級河川阿賀野川水系阿賀野川の通航方法指定区域において、船舶等の安全な通航を確保するとともに、船舶等の通航による河川、河川管理施設及び送電線等の工作物への接触・衝突等の事故に伴う河川管理上の支障を防止し、河川管理上の秩序ある河川使用の調整及び河川環境の保全等を図るため、河川整備基本方針及び河川環境管理基本計画との整合を図りつつ、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、または他の河川の使用に著しい支障が生じないようにし、もって河川舟運の促進を図るとともに適正な河川管理に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この通航方法において、用語の定義は次のとおりとする。

- (一) 「船舶」とは、通航の用に供する船舶類（ウインドサーフィンを含む。）をいう。
- (二) 「船舶等」とは、船舶及びいかだをいう。
- (三) 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶（機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。）をいう。
- (四) 「非動力船」とは、動力船以外の船舶をいう。
- (五) 「漁ろうに従事している船舶」とは、漁業権の行使に係わる漁業活動をおこなっている船舶であり、船舶の操縦性能を制限する網、なわその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶をいう。なお、漁ろうに従事している船舶であっても、漁具等を用いないで移動のために通航する場合は、漁ろうに従事している船舶の限りではない。
- (六) 「作業船」とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
  - (1) 河川工事、通航標識等の敷設、保守又は引揚げに係わる作業

- (2) しゅんせつ、測量その他の水中作業
- (3) 水面清掃、架橋工事等の水面上の作業
- (七) 「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
- (八) 「特殊用務船舶」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、海上保安の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。
- (九) 「河道」とは、河川において現に流水が存する部分をいう。
- (十) 「本川」とは、信濃川においては、信濃川の水域、阿賀野川では阿賀野川の水域のことをいう。
- (十一) 「支派川」とは、信濃川においては、小阿賀野川、中ノ口川、親松導水路、西川、関屋分水路、通船川の各水域、阿賀野川では、早出川、小阿賀野川、安野川、新井郷川、通船川、派川新井郷川分水路の各水域をいう。
- (十二) 「通航方法制限区域」とは、通航方法指定区域のうち、特に安全を確保するために船舶等の通航方法をより制限あるいは禁止する区域をいう。
- (十三) 「速度制限（徐行・減速）」とは、操縦性が失われないう程度に速度を減速することをいう。
- (十四) 「非動力船の通航制限」とは、手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船が蛇行するなど遊戯的に航行することを禁止し、通過するだけの通航を認めることをいう。
- (十五) 「急発進、急加速、急回転の禁止」とは、水上オートバイやモーターボートなどの動力船が急発進、急加速、急回転するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めることをいう。
- (十六) 「追越し禁止」とは、船舶等の追越しを禁止することをいう。
- (十七) 「回転禁止」とは、船舶等の回転を禁止することをいう。
- (十八) 「すれ違い禁止」とは、船舶等のすれ違いを禁止することをいう。
- (十九) 「船舶の原則進入禁止」とは、船舶等の進入を禁止することをいう。
- (二十) 「船幅の制限」とは、船舶等の船幅により通航を可能な船舶等の規制をすることをいう。
- (二十一) 「上空制限」とは、橋梁などの桁下から水面までのクリアランスの高さにより、通航可能な船舶等を制限することをいう。なお、この場合の水面は、河口部の朔望平均満潮位を出発水位とした豊水流量時の水位を基本としている。
- (二十二) 「汽笛信号」とは、蒸気、圧縮空気、電気等の動作によって音響を発する信号をいう。
- (二十三) 「注意」とは、周囲に対して注意を怠りなく通航することをいう。
- (二十四) 「起重装置」とは、次に掲げる装置をいう。
- ①起重機船のクレーンブーム
  - ②クレーン付き台船上のクローラークレーン等のクレーンブーム
  - ③グラブ浚渫船やガッド船のジブ
  - ④杭打船のリーダーガイド
  - ⑤地盤改良船のリーダ
  - ⑥ケーソン製作作業台船のクレーンブーム
  - ⑦コンクリートミキサー船のコンクリート供給ブーム
  - ⑧スパッド装備船のスパッド
  - ⑨揚土船のスプレッダ及びベルトコンベヤー
  - ⑩その他類似の装置
- (二十五) 「格納固定」とは、装備されている格納装置に収納し、起重装置が船体の動揺等により脱落しないようピン等で留めることをいう。
- (二十六) 「通常の作業において可能な範囲」とは、通常の作業として、起重装置の操作の出来る範囲をいう。

## 第二章 通航方法指定区域の水域とその通航方法

(通航方法指定区域の通航方法)

第三条 通航方法指定区域における通航方法は、次条から第十六条に定めるところによる。

(河道を横断する動力船の通航方法)

第四条 河道を横切る動力船は、河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、河道を横切る動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。

(支派川を通航している動力船の通航方法)

第五条 河道が交差している地点において、支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支派川を通航している動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。

(運転不自由船の措置)

第六条 運転不自由船は、運転不自由に至ったときに速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水排水施設付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

(動力船の通航方法)

第七条 動力船は、通航又は船着場等への接岸にあたっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

- (一) すれ違いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障
- (二) 漁業、ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障
- (三) 河川、河川管理施設又は工作物の損傷
- (四) 河川内の工事への支障
- (五) 河川環境の悪化

なお、上記(三)及び(四)の支障を与えないため、以下について遵守すること。

イ 通航にあたっては、出航前に通航する区間における河川の状況並びに河川管理施設及び送電線、橋梁等の設置状況を確認するとともに、河川管理施設又は工作物の設置を知らせる表示等に注意して通航しなければならない。

ロ 送電線、橋梁等の横断工作物の下部を通過する際には、当該工作物に損傷を与えないよう努めなければならない。また、送電線、橋梁等の横断工作物の周辺を通航又は停泊する際には、当該工作物に接触しないよう注意しなければならない。

ハ クレーン船等の起重装置が装備されている船舶は、作業現場以外を通航する際には、クレーンブーム等の起重装置を格納固定し、又は通常の作業において可能な範囲で低位に固定しなければならない。

(すれ違いが困難な場所を通航する動力船の通航方法)

第八条 動力船は、橋脚間の短い橋梁の下部その他の船舶等のすれ違いの困難な場所においては、水流、潮流に逆航するものが進路を譲らなければならない。ただし、通過する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。

(見通しなどが悪い場所・船舶が輻輳する場所を通航する動力船の通航方法)

第九条 動力船は、見通しの悪い河道のわん曲部、狭隘な箇所若しくは河道が交差している地点付近、桁下高の低い橋梁の下部、橋脚間の短い橋梁の下部、閘門付近、船着場付近若しくは船舶等の輻輳する場所を通航し、又は他の船舶等に接近した時は、徐行又は減速しなければならない。

(事故が発生した場合の措置)

第十条 船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。

(沈没船舶等の表示)

第十一条 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその物件の管理者は、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を掲げ、日没から日の出までの夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に掲げる等その存在が認識できるように努めなければならない。

(河川工事区域等の通航の制限)

第十二条 船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等はこの限りでない。

(作業水域の表示)

第十三条 作業船は、日没から日の出までの夜間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。

(特殊用務船舶の特例)

第十四条 船舶等(特殊用務船舶を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船舶の進路を妨げてはならない。

2 特殊用務船舶がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条から第八条、第

十二条、第十三条及び第三章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船舶は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。

(特殊用務船舶の灯火の表示)

第十五条 特殊用務船舶は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警光灯を表示する等、その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。

(適用除外)

第十六条 人命救助、事故回避に関わる行為をおこなう時は、第四条、第五条、第八条、第九条、第十二条及び第三章の規定の適用を受けない。ただし、その時の状況により必要とされる注意を払わなければならない。

### 第三章 通航方法制限区域の水域とその通航方法

(通航方法制限区域の水域)

第十七条 通航方法制限区域は、別表第一の水域番号1から11の水域とする。

(通航方法制限区域の通航方法)

第十八条 通航方法制限区域においては、第二章に規定する通航方法によるほか、本章に定める通航方法を適用する。

(水域番号1における通航方法)

第十九条 水域番号1の区域においては、速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)及び(3)の標識により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為あるいは、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。

(水域番号2における通航方法)

第二十条 水域番号2の区域においては、速度制限(徐行・減速)、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の標識により行うものとする。

(水域番号3における通航方法)

第二十一条 水域番号3の区域においては、船舶の原則進入禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(7)の標識により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為については、これらの適用を受けないものとする。

(水域番号4における通航方法)

第二十二条 水域番号4の区域においては、速度制限(徐行・減速)、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の標識により行うものとする。

(水域番号5における通航方法)

第二十三条 水域番号5の区域においては、速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)及び(3)の標識により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。

(水域番号6における通航方法)

第二十四条 水域番号6の区域においては、速度制限(徐行・減速)、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(2)及び(3)の標識により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。

(水域番号7における通航方法)

第二十五条 水域番号7の区域においては、速度制限(徐行・減速)、非動力船の通航制限、急発進・

急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の標識により行うものとする。

(水域番号8における通航方法)

第二十六条 水域番号8の区域においては、速度制限(徐行・減速)、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の標識により行うものとする。

(水域番号9における通航方法)

第二十七条 水域番号9の区域においては、速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)及び(3)の標識により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。

(水域番号10における通航方法)

第二十八条 水域番号10の区域においては、船舶の原則進入禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(7)の標識により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。

(水域番号11における通航方法)

第二十九条 水域番号11の区域においては、速度制限(徐行・減速)、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。なお、小阿賀樋門部分は、船舶の原則進入禁止とする。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の標識により行うものとする。

#### 附 則

この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、関係の県、市、水面利用者、市民等の意見を聴くものとする。

#### 別表第一 通航方法を適用する水域

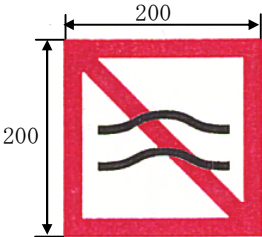
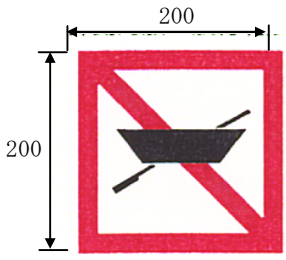
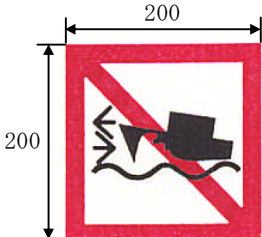
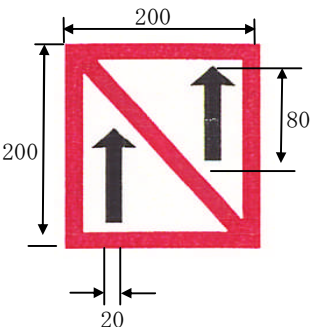
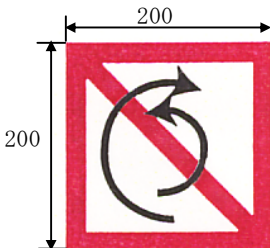
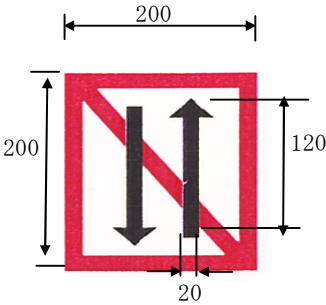
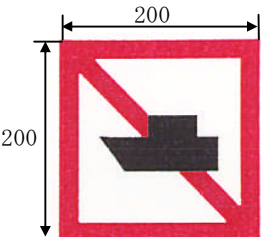
水域番号	水系名	河川名	水 域
1	信濃川	信濃川	左岸 新潟県新潟市中央区下大川前通二ノ町2230番107地先 右岸 新潟県新潟市中央区万代三丁目2454番6地先 から 左岸 新潟県新潟市中央区関南町603番地先 右岸 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目664番346地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 13ページ参照)
2			左岸 新潟県新潟市中央区関南町603番地先 右岸 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目664番346地先 から 左岸 新潟県新潟市西区平島字道下543番地先 右岸 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目664番346地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 14ページ参照)

3			左岸 新潟県新潟市西区関屋字風砂除2番49地先 右岸 新潟県新潟市中央区関屋字風砂除2番30地先 から 左岸 新潟県新潟市西区関屋字立会山下割1835番46地先 右岸 新潟県新潟市西区関屋字一番砂除割65番2地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 14ページ参照)
4			左岸 新潟県新潟市西区平島字道下795番21地先 右岸 新潟県新潟市西区小新一丁目1番2地先 から 左岸 新潟県新潟市西区平島字道下795番21地先 右岸 新潟県新潟市西区小新一丁目1番3地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 15ページ参照)
5			左岸 新潟県新潟市西区山田字堤付2522番18地先 右岸 新潟県新潟市中央区美咲二丁目620番65地先 から 左岸 新潟県新潟市西区鳥原字川原642番7地先 右岸 新潟県新潟市江南区天野一丁目649番2地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 16ページ参照)
6	阿賀野川	阿賀野川	左岸 新潟県新潟市東区松浜町字古水戸2350番61 右岸 新潟県新潟市北区松浜町字小麦畑3635番241 から 左岸 新潟県新潟市東区津島屋五丁目43番地先 右岸 新潟県新潟市北区新元島町5385番28地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 17ページ参照)
7			左岸 新潟県新潟市北区新元島町5385番5地先 右岸 新潟県新潟市北区新元島町5385番28地先 から 左岸 新潟県新潟市北区新元島町5385番5地先 右岸 新潟県新潟市北区新元島町5385番28地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 17ページ参照)
8			左岸 新潟県新潟市東区津島屋四丁目7番地先 右岸 新潟県新潟市東区津島屋五丁目1番地先 から 左岸 新潟県新潟市東区津島屋四丁目7番地先 右岸 新潟県新潟市東区津島屋五丁目1番地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 18ページ参照)

9		<p>左岸 新潟県新潟市東区本所字堤内2231番5地先</p> <p>右岸 新潟県新潟市北区新崎一丁目101番地先 から</p> <p>左岸 新潟県新潟市江南区江口字三百地2237番4地先</p> <p>右岸 新潟県新潟市北区森下字川原3650番 までの</p> <p>区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 19ページ参照)</p>
10		<p>左岸 新潟県新潟市江南区沢海字植込84番</p> <p>右岸 新潟県新潟市秋葉区満願寺字明六割3608番 から</p> <p>左岸 新潟県新潟市江南区沢海字万願寺前1537番</p> <p>右岸 新潟県新潟市秋葉区満願寺字明六割3548番2地先 までの</p> <p>区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 20ページ参照)</p>
11		<p>左岸 新潟県新潟市秋葉区満願寺字枝橋3434番</p> <p>右岸 新潟県新潟市江南区沢海字屋敷跡1462番1地先 から</p> <p>左岸 新潟県新潟市秋葉区満願寺字枝橋3396番</p> <p>右岸 新潟県新潟市江南区沢海字万願寺前1518番2 までの</p> <p>区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略 20ページ参照)</p>

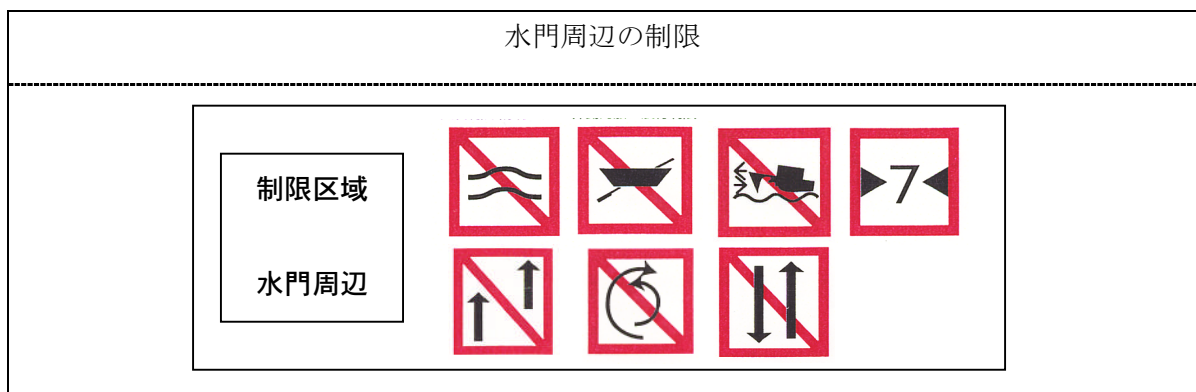
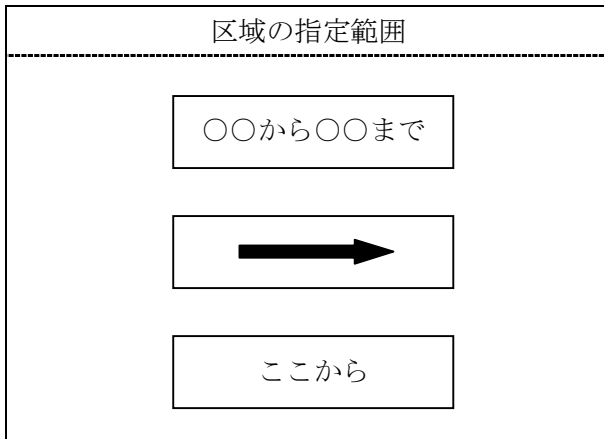
別表第二 河川通航標識

本標識（禁止の通航標識 航行制限の標識）

<p>速度制限（徐行・減速）(1)</p> 	<p>非動力船の通航制限(2)</p> 
<p>急発進・急加速・急回転の禁止(3)</p> 	<p>追越し禁止(4)</p> 
<p>回転禁止(5)</p> 	<p>すれ違い禁止(6)</p> 
<p>船舶の原則進入禁止(7)</p> 	

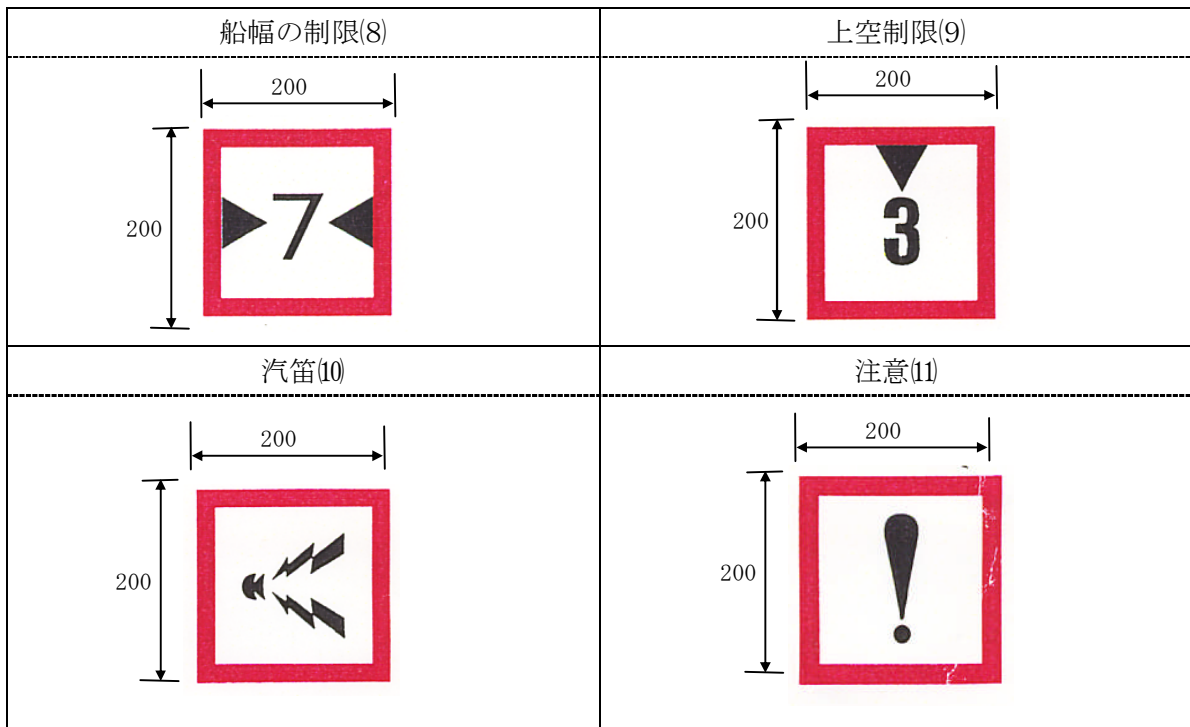


第1種補助標識



※記載する標識類は、各特定区域の特性に合わせ本標識・第2種補助標識を表記すること

第2種補助標識



## 備考

### 一 表示

- 1 必要に応じて、本標識以外に第1種補助標識を付けるものとする。
- 2 必要に応じて、通航の安全をより確保するために、第2種補助標識を付けるものとする。

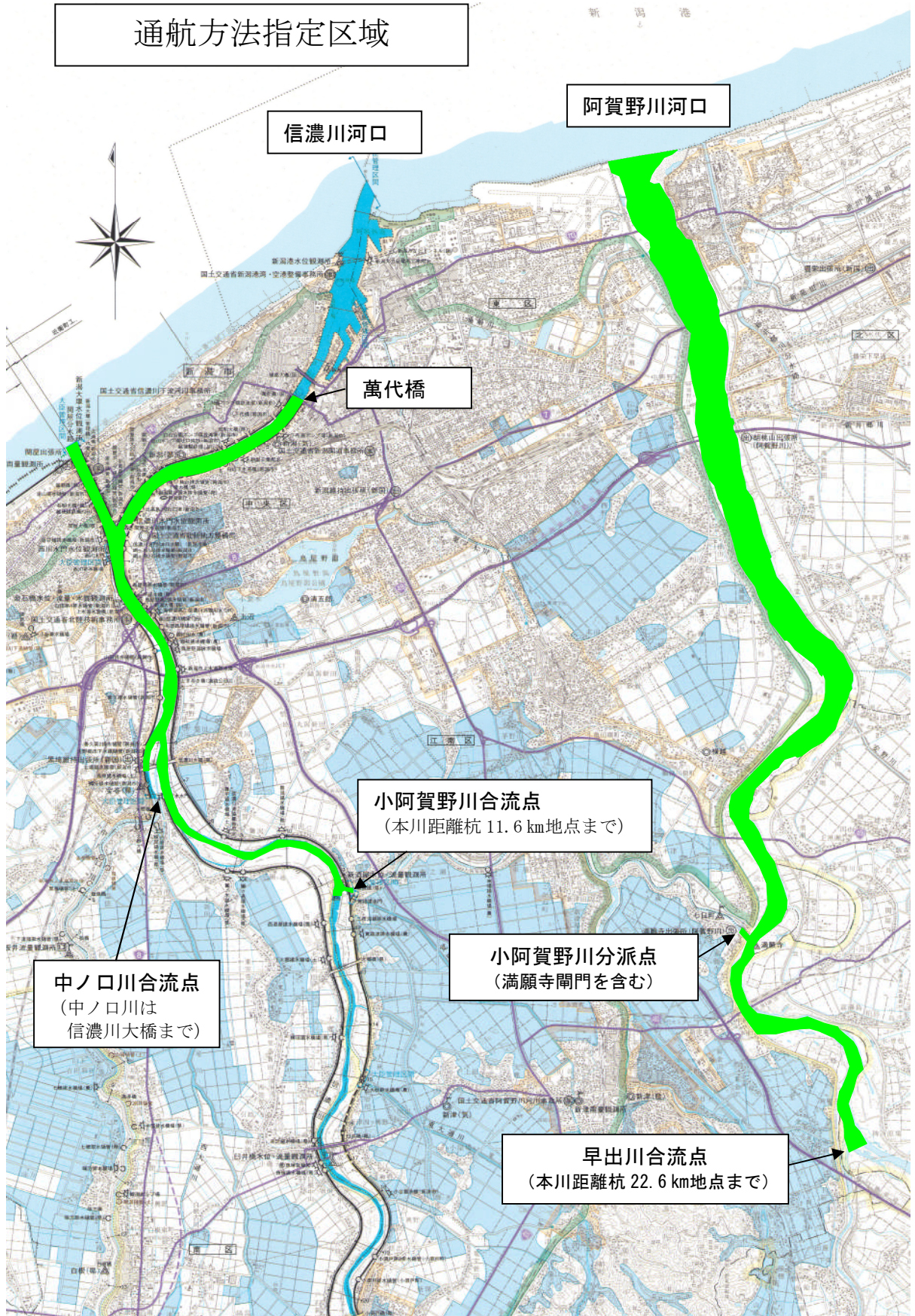
### 二 寸法

- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。）を基準とする。
- 2 本標識の寸法は、河川等の形状、船舶等の通航の状況及び視認可能性等を踏まえ、特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法にかかわらず拡大し、又は縮小することができる。
- 3 第1種補助標識は、本標識の寸法に応じた寸法とする。

### 三 色彩

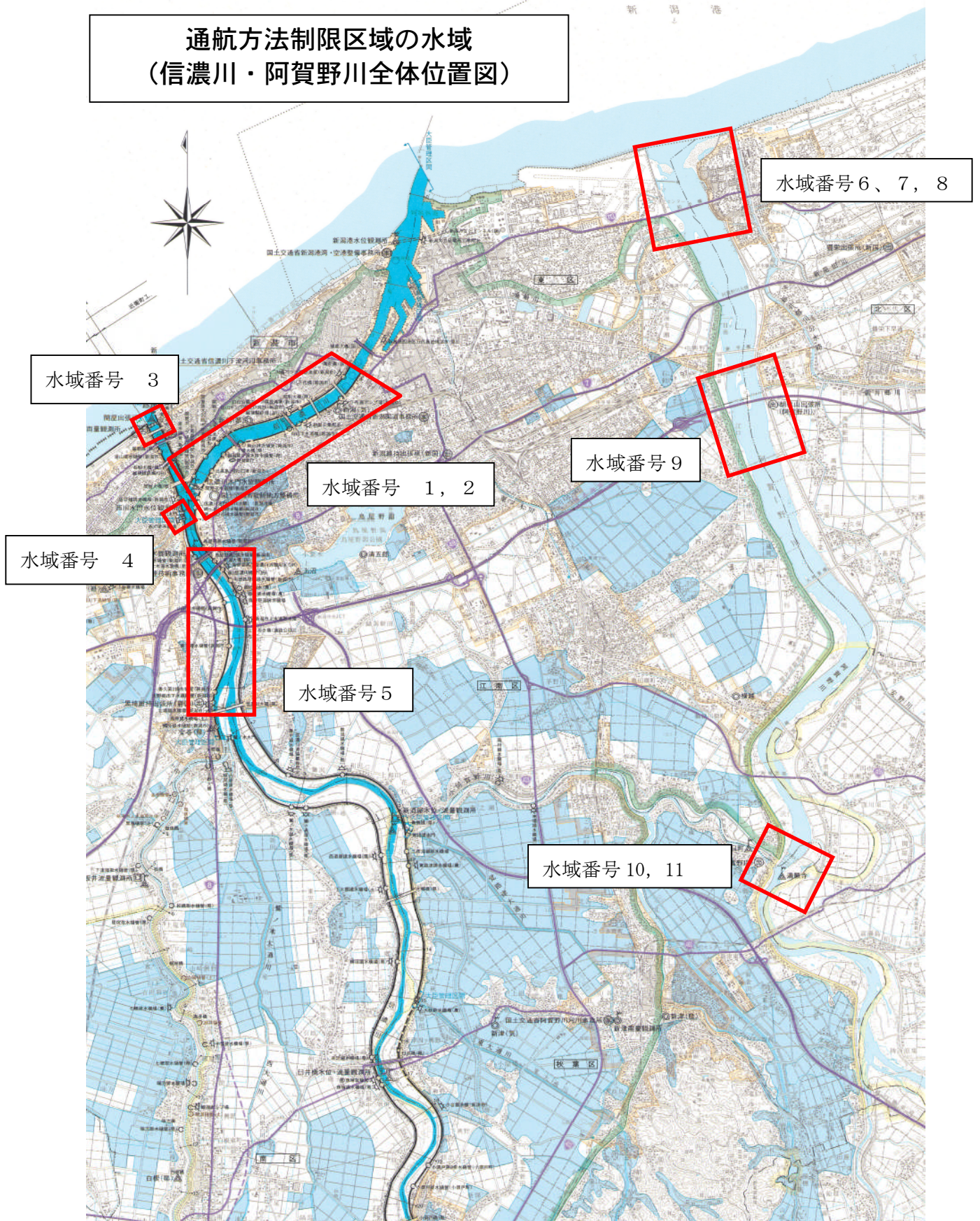
- 1 「速度制限（徐行・減速）(1)」、「非動力船の通航制限(2)」、「急発進・急加速・急回転の禁止(3)」、「追越し禁止(4)」、「回転禁止(5)」、「すれ違い禁止(6)」、「船舶の原則進入禁止(7)」を表示するものについては、枠、斜めの帯を紅色、矢印、図形を黒色、地を白色とする。
- 2 「船幅の制限(8)」、「上空制限(9)」、「汽笛(10)」、「注意(11)」を表示するものについては、枠を紅色、図形を黒色、地を白色とする。
- 3 第1種補助標識については、本標識の彩色を用いるとともに、文字、数字、記号、矢印、図形を黒色、地を白色とする。

# 通航方法指定区域



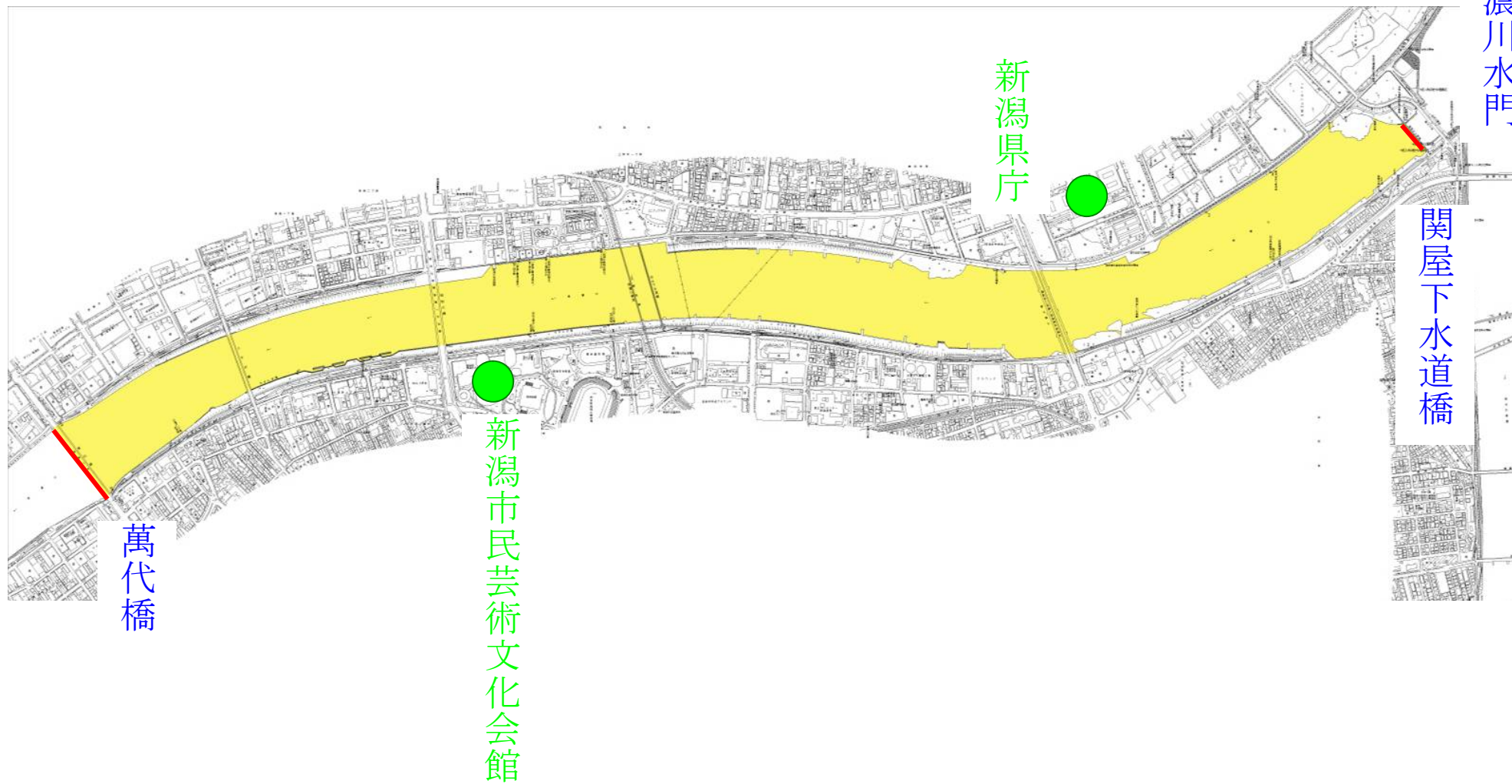


通航方法制限区域の水域  
(信濃川・阿賀野川全体位置図)

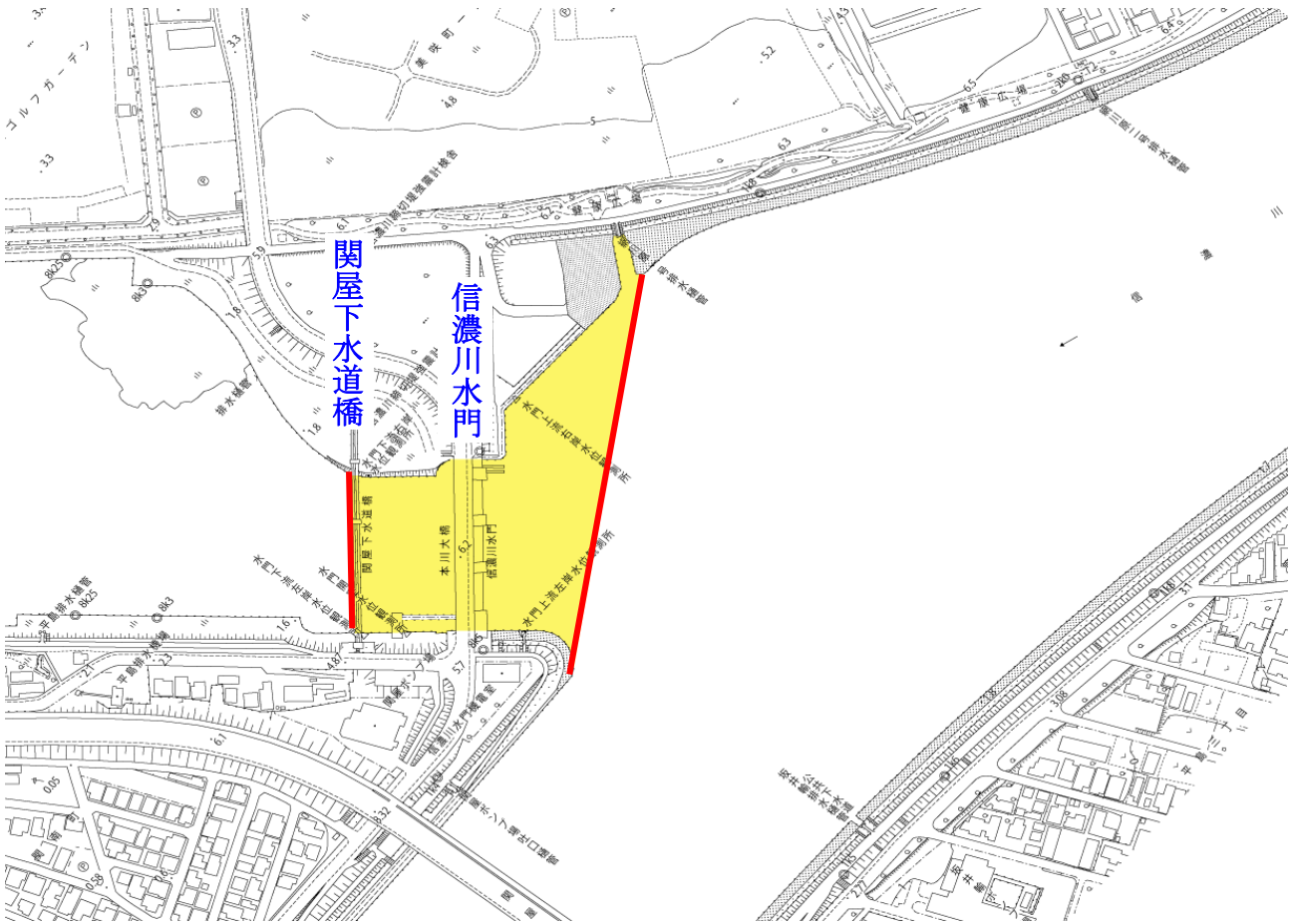




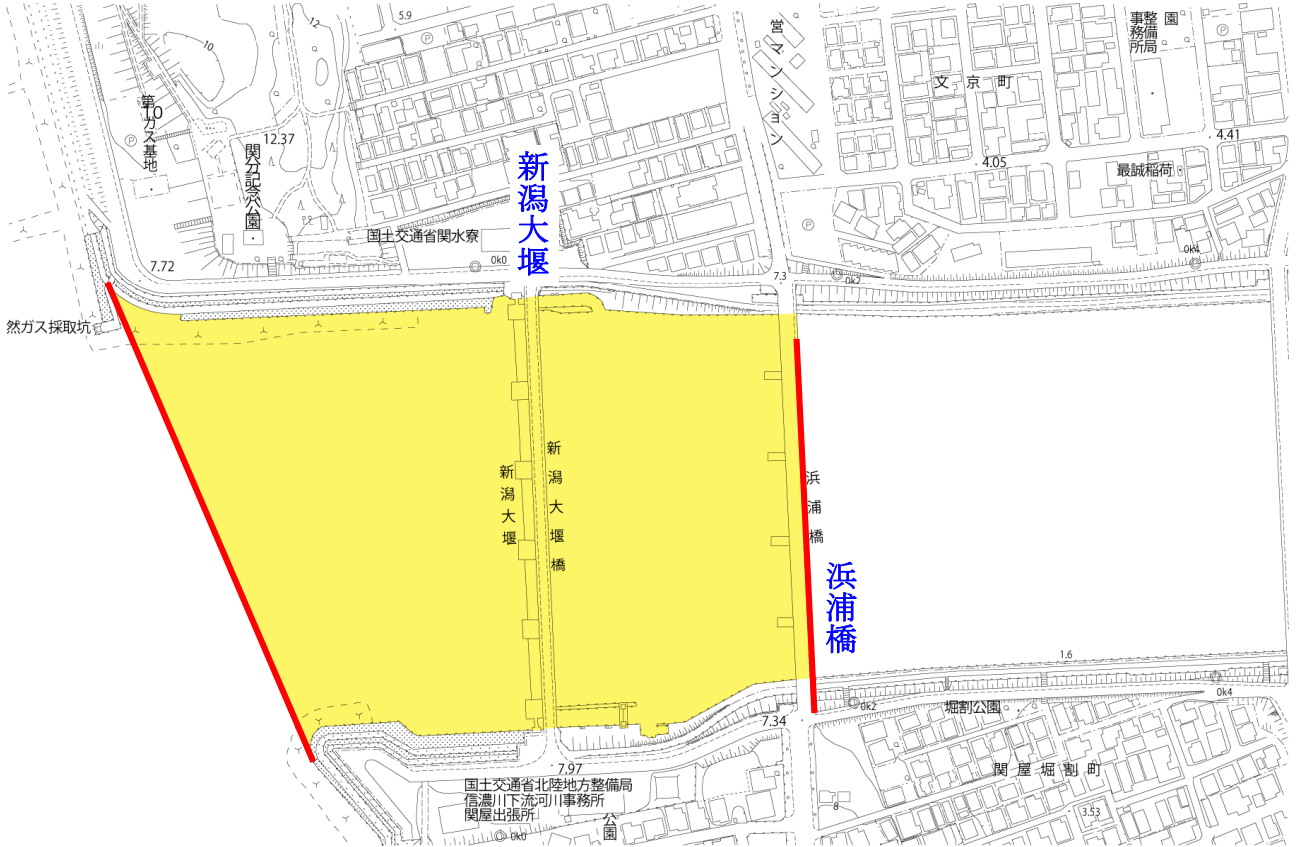
水域番号 1 (通航方法制限区域 萬代橋～関屋下水道橋)



水域番号 2 (通航方法制限区域 関屋下水道橋～分派点)

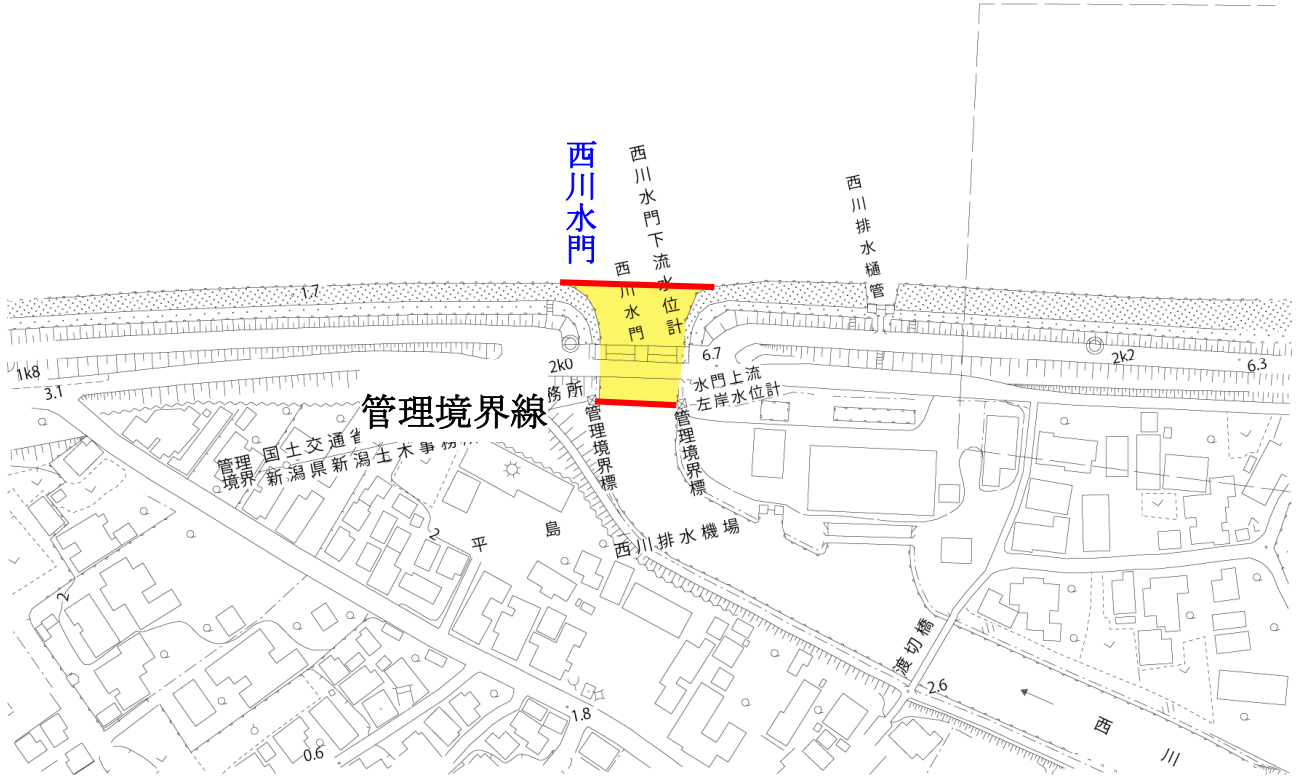


水域番号 3 (通航方法制限区域 分水路河口～浜浦橋)



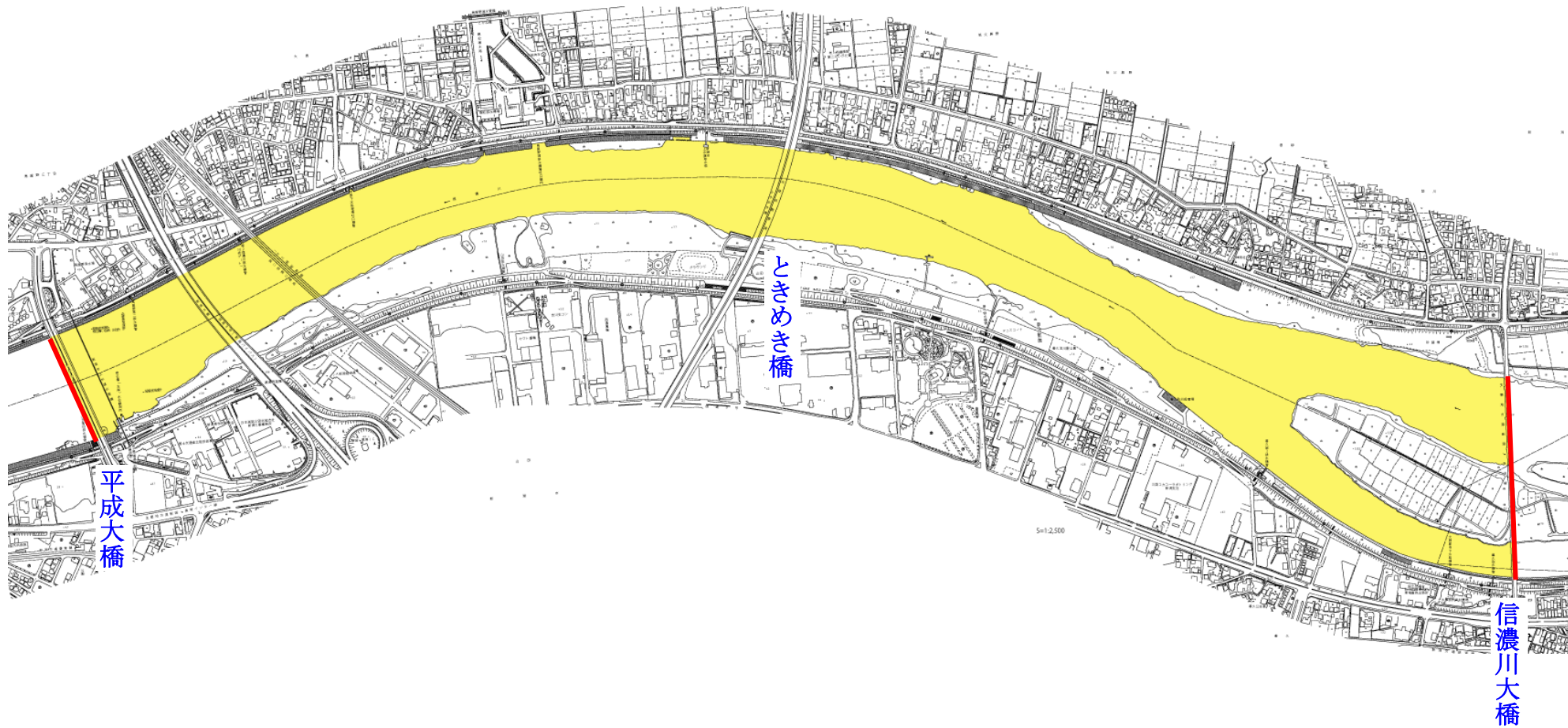
水域番号 4 (通航方法制限区域 西川水門)

← 信



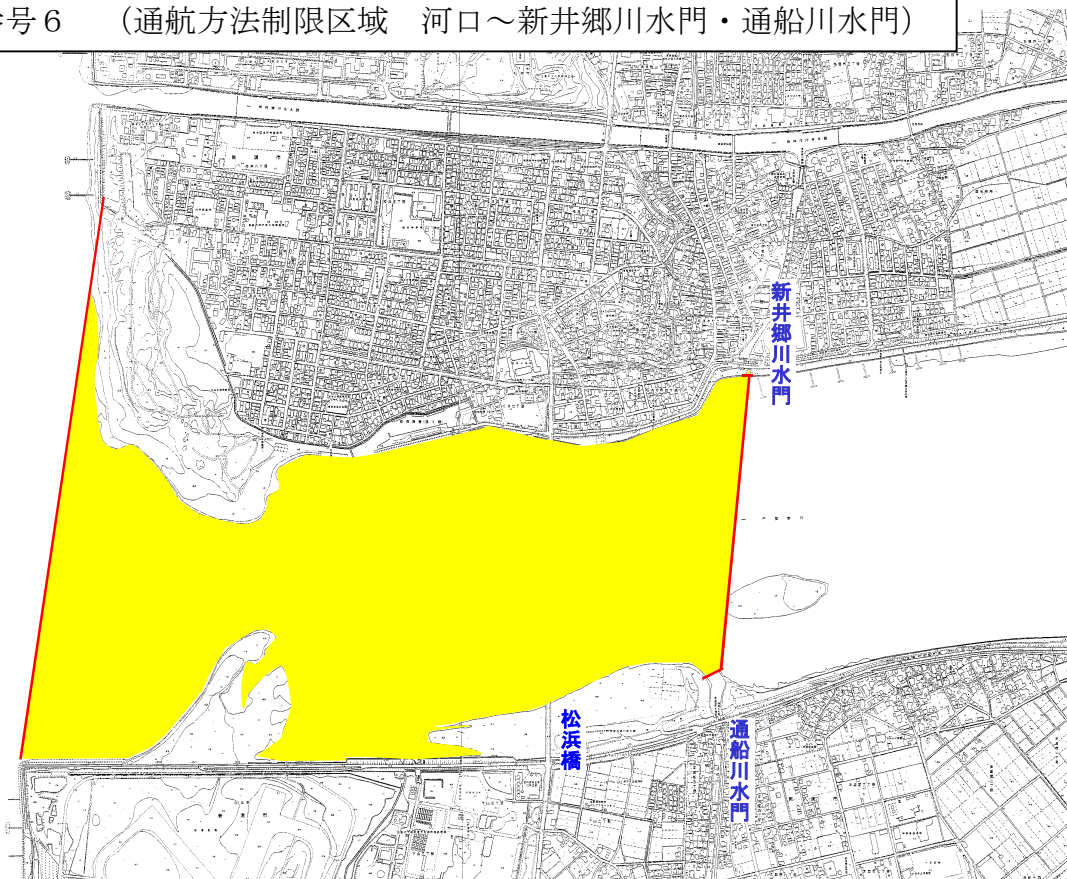


水域番号 5 (通航方法制限区域 平成大橋～信濃川大橋)

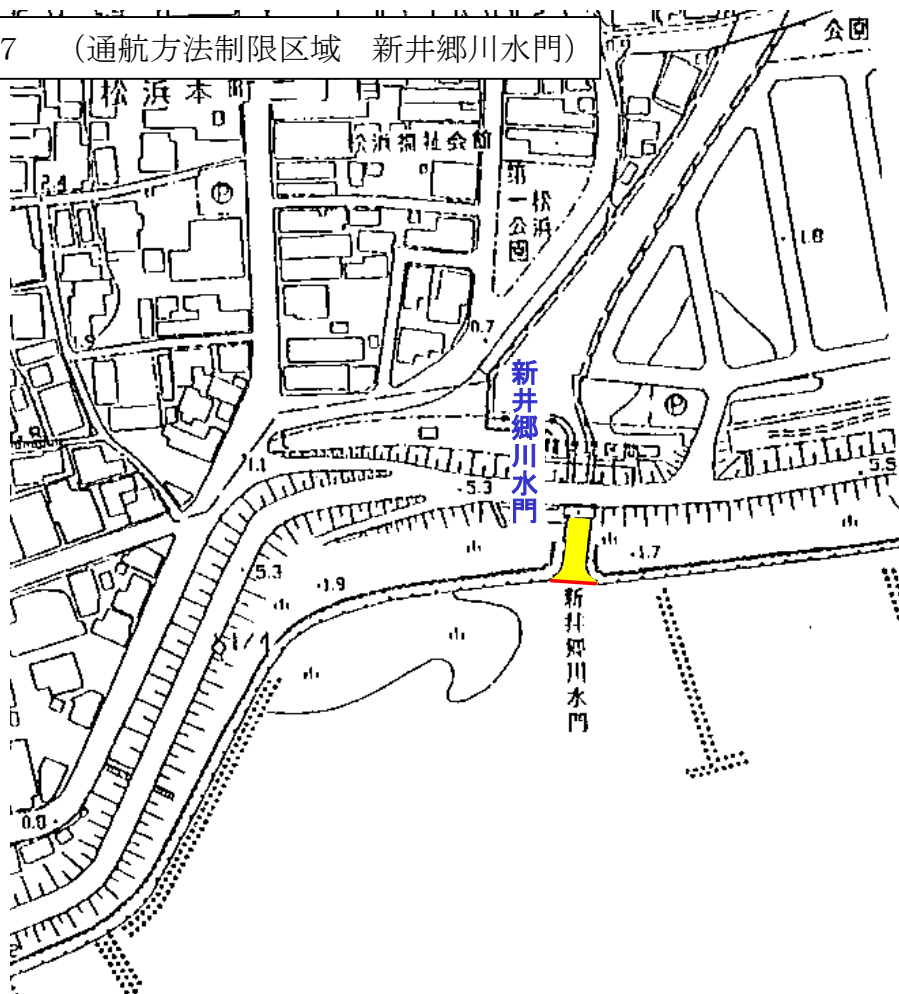




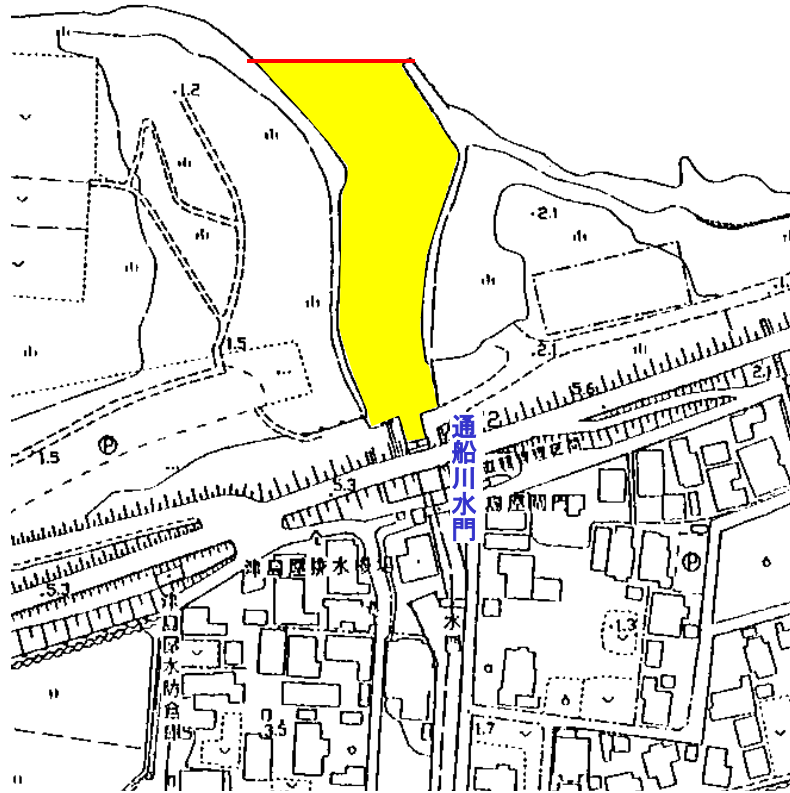
水域番号6 (通航方法制限区域 河口～新井郷川水門・通船川水門)



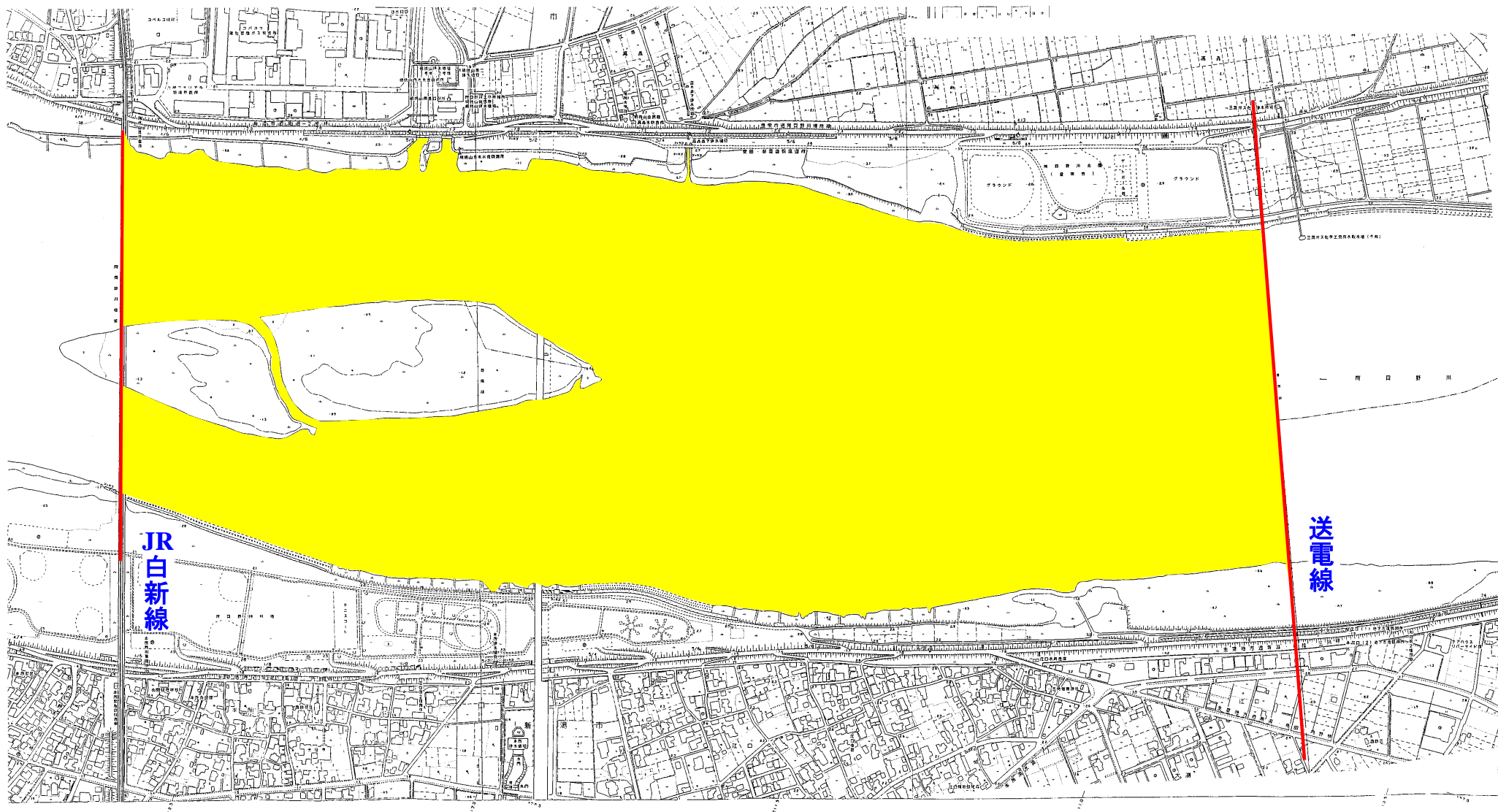
水域番号7 (通航方法制限区域 新井郷川水門)



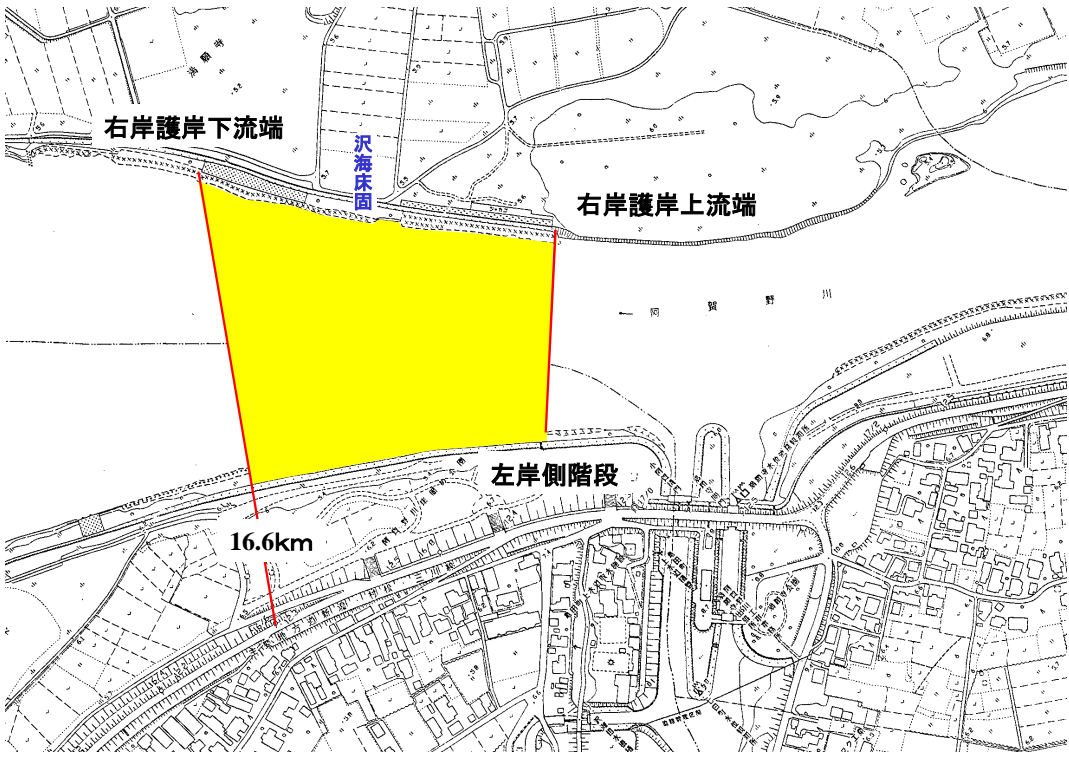
水域番号 8 (通航方法制限区域 通船川水門)



水域番号9 (通航方法制限区域 JR 白新線から送電線)



水域番号 10 (通航方法制限区域 沢海床固)



水域番号 11 (通航方法制限区域 満願寺閘門)

